

新型インフルエンザワクチンの流通改善に関する検討会報告書の概要

1. 概要

本報告書では、平成21～22年の新型インフルエンザワクチン接種時における在庫の発生原因の考察、及びその考察を踏まえ、不要な在庫を可能な限り発生させないために考えられる方法を中心に、提言をとりまとめた。

2. 主な内容

(1) 在庫の発生要因の考察

○医療機関での接種の予約のキャンセル

- ・接種回数が2回から1回に変更された。
- ・接種対象者が複数の医療機関に予約していた。
- ・予約後に新型インフルエンザに罹患した。

○需要と供給のミスマッチ

- ・流行のピークを越えて需要が減少した後にワクチンの供給が本格化した。
- ・希望数調査の実施から納入までに時間を要したため、需要の減少に対応できなかった。

○過剰な発注

- ・需要を見越して多めに発注する医療機関があった。

○小規模な医療機関への10mLバイアル供給

- ・個別接種には適さない10mLバイアルが小規模な医療機関に供給された。

(2) 今後の対応

① 不要な在庫を可能な限り発生させないために考えられる対応

○都道府県ごとの配分量の調整の改善

- ・厚生労働省は、各都道府県の人口、流行状況、ワクチンの接種状況などの情報収集に努め、その結果に基づき都道府県ごとの配分量を決定する。

○一元的な予約の受け付け

- ・被接種者が複数の接種会場に予約することがないように、市町村は窓口を統一した上で予約を受け付け、被接種者を接種会場に適切に振り分ける。

○ワクチン供給先への配分調整の改善

- ・厚生労働省は、卸売販売業者を通じて、各ワクチン供給先（市町村、医療機関等）への納入状況を把握し、都道府県に情報提供する。
- ・都道府県は、各ワクチン供給先における接種予定本数などを的確に把握し、ワクチンの偏在を生じないように供給本数を調整する。

○卸売販売業者の役割分担の明確化

- ・都道府県は、卸売販売業者等の関係者と協議の上、ワクチン供給先ごとに担当する納入卸売販売業者を決定する。その際、可能な限り、1つの供給先に1つの卸売販売業者を対応させる。

○ワクチン供給先からの発注の適正化

- ・各ワクチン供給先は、発注の際、被接種者数の動向などに基づき、需要を適切に見込み、可能な限り、小口に分割して発注する。
- ・一部のワクチン供給先からの過剰な発注が認められる場合には、都道府県は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、注意喚起を行う。

② 制度の見直し等により期待される効果

○実施主体

- ・平成21～22年のワクチン接種は、厚生労働大臣が実施主体であったが、今後は、市町村が実施主体となり、国はワクチンの供給等に必要な措置を実施することとなる。

○集団的なワクチン接種体制等の整備

- ・平成21～22年のワクチン接種は、個別接種方式により実施されたが、今後は、地域ごとに、集団的なワクチン接種体制を構築していくこととなる。
- ・これにより、10mLバイアルの効率的な使用やワクチンの配分調整の迅速化などが期待される。

○細胞培養法による生産体制整備

- ・平成25年度中の実用化を目指して、細胞培養法による生産体制の整備が進められているところであり、これが実用化されれば、ワクチン生産に要する期間の大幅な短縮が図られることになる。
- ・これにより、需要と供給のミスマッチの改善が期待される。